

議案第52号 朝霞市森林環境整備基金条例

総務部財政課

1 趣旨

国から交付された森林環境譲与税を、森林整備及びその促進に関する事業の財源に充てるため、朝霞市森林環境整備基金を設けることとし、基金の管理及び処分に関し必要な事項について条例で定める。

2 内容

(1) 積立て

一般会計歳入における森林環境譲与税を原資とし、基金への積立てを行う。

(2) 取崩し（処分）

森林整備及びその促進に関する事業の財源とする場合に取崩しを行い、当該経費の財源に充当する。

(3) 管理

森林整備及びその促進に関する事業へ基金から繰り入れを行った結果、基金に残高が発生した場合には、翌年度以降、計画的に活用するための財源として、同基金において管理することとする。

(4) 公表

当該年度の受入（積立て）状況及び取崩し状況について、市ホームページ等で公表を行う。

3 根拠法令

地方自治法第241条

4 施行日

令和7年4月1日

総務部財政課 048-463-3179